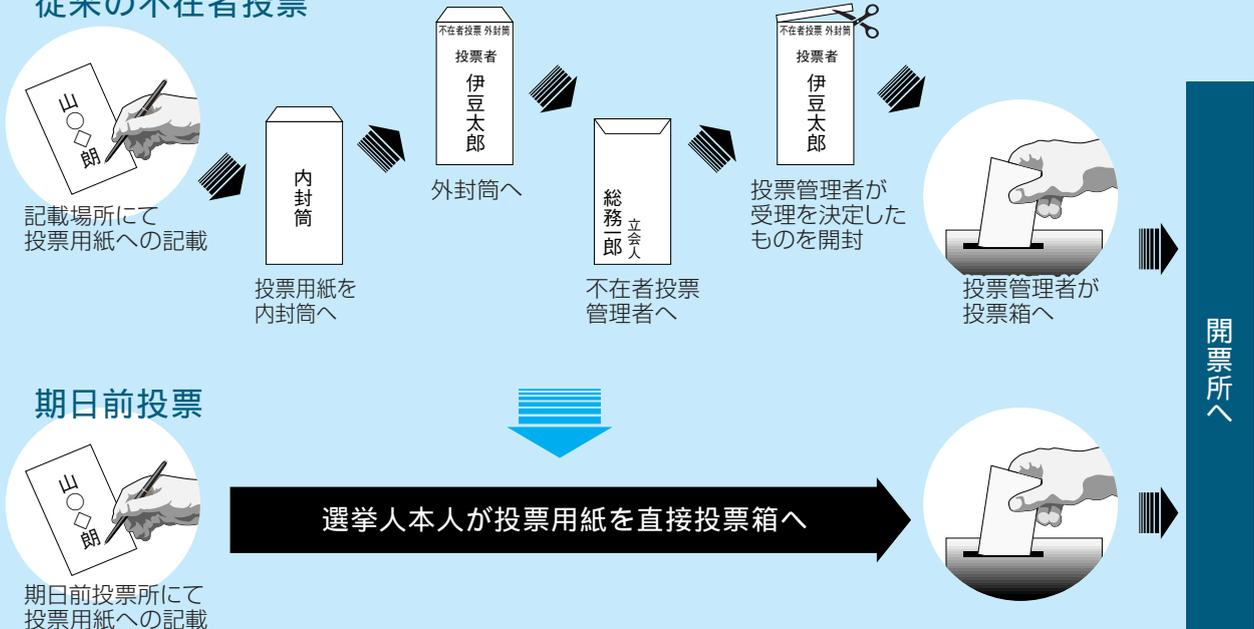


## 市議会議員選挙の主な日程

立候補届出（告示日）	【日 時】 10月17日(日) 8:30～17:00 【場 所】 市役所 会議室
期日前(きじつぜん)投票	【日 時】 10月18日(月)～23日(土) 8:30～20:00 【場 所】 市役所（本庁）、土肥支所、天城湯ヶ島支所、中伊豆支所に設けた期日前投票所（いずれの投票所でも投票できます）
投票日	【日 時】 10月24日(日) 7:00～20:00（土肥地区は19:00まで） 【場 所】 市内31投票所 ※一部の投票所は、7月の参議院議員選挙時の投票所から変更されますので、必ず入場券でご確認ください。
開票	【日 時】 10月24日(日) 21:00～ 【場 所】 修善寺中央公民館（修善寺生きいきプラザ）

## 期日前投票は簡単な手続きで投票できます

### 従来の不在者投票



## 「選挙」のキャッチフレーズを募集します！！

明るくきれいな選挙を実現するため、広く県民の皆さまからキャッチフレーズ（啓発標語）を募集します。応募方法等は、次のとおりです。

【応募作品】 明るくきれいな選挙の実現・投票総参加を呼びかけるものならば、テーマは自由です。作品は25字以内で、自作・未発表のものに限ります。

また、入選作品の著作権は静岡県選挙管理委員会に帰属します。

【応募方法】 ①氏名 ②住所 ③年齢及び職業（学生は学校名と学年） ④キャッチフレーズを明記し、郵送（はがき）、FAX又はE-mailで応募してください。

【応募期限】 10月29日（金）必着

【応募先】 静岡県選挙管理委員会 〒420-8601 静岡市追手町9-6

☎ 054 (221) 2058 FAX 054 (221) 2776

E-mail sigyousei@pref.shizuoka.lg.jp

# 10月24日(日)は 伊豆市議会議員選挙の投票日です

## すてないで！夢と希望と選挙権

合併特例法による在任特例の任期が10月31日に満了することから、市議会議員選挙が10月24日(日)に行われます。議員定数は、合併前旧4町の協議により今回の選挙に限り26人です(次回の一般選挙からは22人になります)。

今回の選挙は「伊豆市」誕生後、初めて行う議会議員選挙です。あなたの大切な一票を市政に生かすよう必ず投票に行きましょう。

【問い合わせ】伊豆市選挙管理委員会 ☎ (72) 1111

### 投票できる人は

平成16年7月16日(転入届を出した日)以前から伊豆市に引き続き住んでいる(住民登録がある)人で、昭和59年10月25日までに生まれた人。

できます。ただし、選挙人名簿を確定させる手続き上、10月上旬以降の転居については、元の住所地の投票所で投票することになります。(投票所入場券に記載された投票所を確認してください。)

### 市外から転入した人は

平成16年7月17日以降に転入の届出をした人は、伊豆市の選挙人名簿に登録されていないため、投票することができません。

### 選挙公報をお届けします

市議会議員選挙の「選挙公報」を新聞折込みで配布します。選挙公報が届かない場合は郵送しますので選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

【折込予定日】10月19日(火)朝刊

### 市外へ転出した人は

投票日までに市外へ転出した人は投票できません。ただし、期日前投票を行ったあとに市外へ転出しても投票は有効です。

### 期日前投票

期日前投票は、投票日当日に仕事や旅行などの予定があり、投票所に行き投票することができない場合に、投票日当日と同じように直接投票箱に投票するものです。この場合は、申請書などの必要書類を提出してから投票していただきます。

なお、病院等の施設に入院・入所している人、一時的に遠隔地にお住まいの人、郵便等投票証明書を所持している人の不在者投票は従来どおりです。

### 市内で転居した人は

上記の「投票できる人」が市内で転居しても投票